

議案第三百三十一号

港区长等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者 港区长 武井雅昭

港区长等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
港区长等の退職手当に関する条例（昭和三十三年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「百分の五百」を「百分の四百四十九」に、「百分の四百」を「百分の三百五十九」に、「百分の三百」を「百分の二百六十九」に改める。

付 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区长等の退職手当の給料月額に対する支給割合を改定するため、本案を提出いたします。